

配付先	区分	大項目	中項目	小項目	主な内容	ページ 報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 状況 	措置等対応状況の区分
下水道経営課	指摘事項	受益者負担金について	(3) 督促手数料の徴収について		<ul style="list-style-type: none"> ・市は条例に従い督促手数料を徴収する必要がある。 	75	<p>督促手数料は、「柏市税外諸収入の徴収に関する条例」に基づき、1件につき10円の督促手数料を徴収することとなっていますが、外部監査結果の指摘を受け、督促手数料そのものについて見直しを行いました。</p> <p>見直しの結果、督促手数料と徴収に係る事務費用とを比較すると、督促手数料の徴収は費用対効果がとても低いこと。また、中核市及び近隣市へ督促手数料の徴収規定の有無について調査したところ、半数以上の自治体は規定がありませんでした。さらに、柏市では市税について督促手数料を設けていないことから、「柏市税外諸収入の徴収に関する条例」を廃止することとしました。</p>	措置等を講じた